

仙台市老人クラブ等活動助成事業要綱

(昭和56年3月民生局長決裁)

(目的)

第1条 この事業は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、予算の範囲内で、老人クラブ等の活動に対し助成金を交付することにより、老後の生活を健全で豊かなものにし、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人クラブ 「老人クラブ活動等事業実施要綱」（平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）に規定する老人クラブをいい、会員数が30人に満たないものを含む。
- (2) 区老人クラブ連合会 市内各区を対象地域として当該区内の老人クラブで組織される老人クラブ連合会であって、実施要綱に添った運営を行っているものをいう。

(老人クラブの区分)

(助成の対象)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、老人クラブ及び区老人クラブ連合会（以下「老人クラブ等」という。）であって、あらかじめその結成を市長に登録したものとす。

ただし、当該団体が暴力団等と関係を有する場合はこの限りではない。

2 老人クラブの活動にて支出される経費のうち、助成の対象となる経費は、次に掲げるものに限る。ただし、活動に関係のないものや本人負担とすることが適当なものは除く。

- (1) 社会奉仕活動に係る経費
- (2) 教養向上活動に係る経費
- (3) 健康増進活動に係る経費

(助成金の交付)

第4条 市長は、毎年4月1日または登録日（年度途中において新たに老人クラブを結成した場合において結成の登録をした日をいう。以下同じ。）における会員数により、下記に定める助成金を交付する。

- (1) 会員数が20人以上40人未満の老人クラブに対する助成（月額）3,000円
- (2) 会員数が40人以上70人未満の老人クラブに対する助成（月額）4,800円
- (3) 会員数が70人以上100人未満の老人クラブに対する助成（月額）6,600円
- (4) 会員数が100人以上150人未満の老人クラブに対する助成（月額）8,400円
- (5) 会員数が150人以上200人未満の老人クラブに対する助成（月額）10,200円
- (6) 会員数が200人以上の老人クラブに対する助成（月額）12,000円
- (7) 区老人クラブ連合会に対する助成（年額）当該区老人クラブ連合会に加入している老人クラブの総会員数に90円を乗じて得た額に480,000円を加えた額。

2 前項第1号から第6号までの助成は、老人クラブの活動月数に応じて行う。この場合において、新たに結成の登録をした老人クラブ等については、登録日の属する日の翌月（登録日が月の初日であるときは当該月）から活動を始めたものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請書 (第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 予算書 (第3号様式)
- (4) 会員名簿 (第4号様式)

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(助成の方法)

第7条 助成は、当該助成に係る会計年度毎の概算払の方法により行なう。

(助成金の精算)

第8条 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る会計年度終了後速やかに次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書 (第5号様式)
- (2) 事業記録書 (第6号様式)
- (3) 決算書 (第7号様式)

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは速やかに助成金の額を確定し、過不足額を精算するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、老人クラブ等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金交付の決定または交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金交付の決定内容、またはこれに付した条件または当要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じるものとする。

(遅延損害金)

第11条 助成の交付を受けたものは、第10条による返還金について、納付期限までに納付しないときは、当該返還金の額(返還金の一部につき、納付があったときは、その納付のあった返還金の額を控除した額)につき民法(明治29年法律第89号)第404条に基づく法定利率で、納付期限の翌日から起算してその完納日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納付する。

2 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 第1項の規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは、第1項の規定に関わらず、助成の交付を受けたものは、その遅延損害金を納付することを要しないも

のとする。

(解散及び変更の届出)

第12条 年度の途中で代表者や所在等の重要な事項に変更があった場合、又は老人クラブを解散する場合は、助成金の交付を受けた者は、老人クラブ変更届（第8号様式）又は老人クラブ解散届（第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が、年度途中で老人クラブを解散する場合、市長は助成金の額を確定し、既にその額を超える助成金が交付されている時は期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、老人クラブ等から報告若しくは資料の提出を求め、または本市職員に書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、老人クラブ等に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第14条 老人クラブ等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、宮城地区老人クラブ連合会及び秋保地区老人クラブ連合会に助成金を交付し、その額は、当分の間次のとおりとする。

(1) 宮城地区老人クラブ連合会 32万5千円

(2) 秋保地区老人クラブ連合会 20万円

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から実施する。

附 則（平成8年5月31日改正）

この改正は、平成8年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年3月31日から実施する。

(第1号様式)

年度 仙台市老人クラブ等活動助成金交付申請書

年 月 日

仙 台 市 長

老人クラブ名 _____

代表者 { 役職・氏名 _____ 印
住所 仙台市 _____ 区
電話 _____



年度老人クラブ活動助成金について、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、暴力団との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類等

- (1) 年度 事業計画書 _____ (第2号様式)
- (2) 年度 予算書 _____ (第3号様式)
- (3) 会員名簿 _____ (第4号様式)

(注) 要件を満たしていれば、会独自で作成している名簿で結構です。

- (4) 老人クラブ会則

(注) 新規結成クラブ及び前年度中に会則を変更したクラブのみ添付

年度 事業計画書

該当する活動を ○で囲ってください。	事業内容	実施回数 (予定)	参加人数 (予定)	予算額 (支出：円)
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
予算額の合計を、様式3「予算書」の支出の部 「1 助成対象経費」にご記入ください。			合計	

【記入上の注意】

記入例および老人クラブ活動の手引きにある活動例をご参照のうえ、記入してください。
(総会・例会についての記入は不要です。)

(第3号様式)

年度 予算書

【 収入の部 】

科 目	金 額 (円)	説 明
1 老人クラブ会費		一人年額_____円 × _____人
2 仙台市からの助成金		
3 他の団体からの 助成金・寄付金		
4 そ の 他		
5 前年度からの繰越金		
収 入 合 計		

【 支出の部 】

科 目	金 額 (円)	説 明
1 助成対象経費 「事業計画書」に記入 した支出予定額(合計) を記入してください。		
2 助成対象外経費		
支 出 合 計		

【記入上の注意】

【支出の部】の「1 助成対象経費」には、事業計画書に記入した支出予定額の合計金額を記入してください。

【支出の部】の「1 助成対象経費」の金額（太線で囲んだ枠内）は、【収入の部】の「2 仙台市からの助成金」の金額（太線で囲んだ枠内）と同額か、これを上回る額になります。

会員名簿

(年 月 日現在)

クラブ名			会員数	人
番号	氏名	生年月日 または年齢	住所	
1	会長			
2	副会長		(電話 ー)	
3	会計		(電話 ー)	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※本名簿の内容は、老人クラブ活動助成金の交付事務にのみ使用いたします。

※『氏名，生年月日（または年齢），住所』が分かれば他の様式にて代用可。

(第5号様式)

年度 仙台市老人クラブ等活動助成事業実績報告書

年 月 日

仙 台 市 長

老人クラブ名 _____

代表者 { 役職・氏名 _____
住所 仙台市 _____ 区 _____
電話 _____ — _____

年度老人クラブ活動について、次のとおり報告いたします。

記

1 添付書類

- (1) 年度 事業記録書 (第6号様式)
- (2) 年度 決算書 (第7号様式)
- (3) 総会資料 (コピー可)

年度 事業記録書

該当する活動を ○で囲ってください。	事業内容	実施回数 (実績)	参加人数 (実績)	決算額 (支出：円)
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
社会奉仕 ・ 教養向上 ・ 健康増進				
決算額の合計を、様式8「決算書」の支出の部 「1 助成対象経費」にご記入ください。			合計	

【記入上の注意】

記入例および老人クラブ活動の手引きにある活動例をご参照のうえ、記入してください。
(総会・例会についての記入は不要です。)

(第7号様式)

年度 決算書

【 収入の部 】

科 目	金 額 (円)	説 明
1 老人クラブ会費		一人年額_____円 × _____人
2 仙台市からの助成金		
3 他の団体からの 助成金・寄付金		
4 そ の 他		
5 前年度からの繰越金		
収 入 合 計		

【 支出の部 】

科 目	金 額 (円)	説 明
1 助成対象経費 「事業記録書」に記入 した支出額（合計）を 記入してください。		
2 助成対象外経費		
支 出 合 計		

収入合計 - 支出合計 = _____ 円 (→翌年度への繰越金)

【記入上の注意】

【支出の部】の「1 助成対象経費」の金額（太線で囲んだ枠内）が、【収入の部】の「2 仙台市からの助成金」の金額（太線で囲んだ枠内）を下回る場合は、差額を返還していただくことになります。

その場合、【収入の部】の「2 仙台市からの助成金」は、差額返還後の金額（【支出の部】の「1 助成対象経費」の金額と同額）を記入してください。

(第8号様式)

老人クラブ変更届

年 月 日

仙 台 市 長

老人クラブ名 _____

代表者 { 役職・氏名 _____
住所 仙台市 _____ 区
電話 _____

下記のとおり老人クラブの届出事項を変更したのでお届けします。

変更事項	・代表者 ・住 所 ・クラブ名 ・その他			
変更項目	変更前			
	変更後			
変更年月日	年 月 日	変更理由		
備考				

(第9号様式)

年 月 日

仙 台 市 長

老人クラブ 解散届

老人クラブ名 _____

代表者 { 役職・氏名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

このたび、下記のとおり老人クラブを解散しますので、お届けします。

記

解 散 年 月 日	令 和 年 月 日
解 散 理 由	